

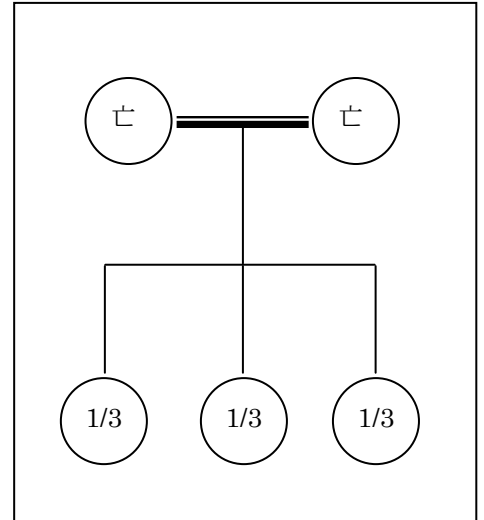
寄与分と特別受益って？ (相続の基礎の基礎)

遺産を相続人で分割する際の目安として民法は法定相続持分というものを行っています。右図のようなケースでは子供たちが各 1/3 となります。

これはあくまでも目安ですから、相続人で話し合って自由に分けることができます。これを遺産分割協議といいます。また、遺言書があれば、原則それに従って分割されることになります。しかし、法律で定められているということで、法定持分通りに分けなければならないと思っている方も多くいらっしゃいます。

ところが、個別具体的なケースでは、等分することが逆に不公平であるケースが良くあります。

今回はそういったケースで相続人間の相続分を調整する「寄与分」と「特別受益」についてみていきたいと思います。



二人三脚で事業を営んできた長男『寄与分』

寄与分の典型例がこのケースです。家業の手伝いをしてきたようなケースでは、一般企業等の給与と比較して十分な対価が支払われていない場合がほとんどです。その結果、事業からの収入によって形成された親の遺産には、長男の事業に対する“貢献(寄与)”が含まれていることになるわけです。

ですから、その分は皆で分割すべき遺産からは除かれて、長男が取得することとなります

住宅新築の資金をもらった長男『特別受益』

一方、こちらは特別受益の典型例です。要するに、先に貰っていたので、今回はその分を控除してトータルで公平になるように調整しましょうということです。言葉は聞きなれないかも知れませんが、中身は非常に分かりやすい概念です。

このように簡単に説明すると、寄与分、特別受益ともに良く分かる概念だと思います。貢献した分は貰う、前もって貰った分を減らす、何も専門用語として解説が必要になるような難しい話ではないようにも思えます。にもかかわらず、寄与分、特別受益の主張は争いになるケースが非常に多いのが現実です。

それはなぜでしょうか。

ご相談はお気軽に

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁 4 番 16 号 堺富士ビル 4 階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

証明、算定が困難

事業に対してどれほどの寄与があったのか、どの資金援助を特別受益と考えるかといった問題は、兄弟間では利害が対立し、全員が納得するところまで至らないものです。ましてや、相続発生後では時間の経過もあって証明するような書類はほとんど残っていません。その結果、それぞれの実情に即した公平な分割を話し合いで実現するのはほとんど不可能となります。

貴方にしか“公平”は分かりません

結局、特別受益、寄与分ともに良く分かっているのは貴方以外にはいません。よく、「自分が死んだ後は兄弟仲良く平等に分けてくれたら良い」という話を聞きますが、等分することが平等、公平でないことは皆さん良くお分かりになることだと思います。

貴方の相続であり、貴方の財産です。特別受益、寄与分を考慮した公平な遺産分割を、遺言によって実現できるのは貴方だけなのです。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

<サービス一覧>

・不動産登記

⇒不動産購入による名義変更や、住宅ローンの完済による抵当権の抹消登記など。

・相続手続き

⇒不動産や金融機関口座の名義変更から、遺産分割協議書の作成、相続税に関するご案内など。

・遺言作成手続き

⇒公正証書や自筆証書遺言の作成サポート、生前の相続対策のご相談など。

・成年後見等手続き

⇒成年後見等制度を利用して、ご高齢や障害のある方の権利を守ります。

・火災保険業務

⇒ご自宅の火災保険のこと、ご相談下さい。

・不動産コンサルティング

⇒相続した不動産の売却や個人間での売買など、ご相談を承ります。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁 4 番 16 号 堺富士ビル 4 階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

Eメール Kawabata-office@mbi.nifty.com Web legalbank-sakai.com

(受付時間 月～土、午前 10 時より午後 6 時まで)

来所での初回相談(1 時間程度)は、**無料**です。

事前にメール又はお電話にてご予約下さい。